

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免判定シート

【以下、「新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免」を「コロナ減免」と表記します。】
コロナ減免の申請をご希望される方は以下の設問により、該当するかどうかの判定をして該当される方は、記入例を参考に申請書を記入し、**※郵送**にて御提出ください。（この判定シートは提出不要です。）

※（窓口混雑による待ち時間増大が予想されます。また、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から市役所窓口での申請や御相談を避け、**郵送**での申請をお願いいたします。）

【減免申請におけるの注意事項】※申請前に必ずお読みください。

- ・主たる生計維持者とは**原則、世帯主**となります。
 - ・減免申請の御提出後に内容を審査し、概ね1か月程度で承認又は不承認通知書を郵送いたします。
 - ・承認された場合は、**前年中の所得に応じて一部減額又は全額免除**のいずれかとなります。
 - ・不承認の場合は、納期どおりの納付をお願いいたします。納付困難の場合は、国保年金課までお電話にて御相談ください。
 - ・申請の時期によっては、承認（不承認）通知書が届くまでの間に納期限が到来し、**口座引き落としされたり、未納の場合は、納期限経過により督促状が送付される**場合がありますので御承知おきください。（その後、減免申請が承認され一部減額となった場合には、残りの納期限で税額を減額調整し、全額免除となった場合には引き落としされた税額を指定口座にお戻しいたします。）
 - ・申請期限につきましては、原則、**各納期限7日前**までです。それ以降の申請となった場合は、次の納期限の国民健康保険税からが対象となります。ただし、令和4年10月14日までは、遡及申請を認めます。【例：第4期の納期限令和4年10月31日の7日前、令和4年10月24日が申請期限となり、10月25日以降の申請となった場合、第4期は減免の対象となりません。】
- ※重要** 令和4年10月14日以降は、日付を遡っての申請は認められませんので御注意ください。

設問1	主たる生計維持者（世帯主）が新型コロナウイルスに感染し、死亡・重篤な傷病を負いましたか？ ※重篤な傷病とは、新型コロナウイルス感染症にり患し、入院期間（宿泊療養等含む。）が1か月以上あった等、症状が重篤な場合（医師による診断書が必要）」であるかが判断基準となります。
	<input type="checkbox"/> はい → コロナ減免対象です。 医師の診断書を添付 した上で、 国民健康保険税減免申請書 を記入し、国保年金課に 郵送 にて御提出ください。
	<input type="checkbox"/> いいえ → 設問2へお進みください。

設問2	主たる生計維持者（世帯主）の令和3年中は無収入でしたか？
	<input type="checkbox"/> はい → コロナ減免の対象とはなりません。納付困難な場合、国保年金課まで お電話 にて御相談ください。
	<input type="checkbox"/> いいえ → 設問3へお進みください。

設問3	主たる生計維持者（世帯主）の令和3年中の合計所得金額がマイナスでしたか？
	<input type="checkbox"/> はい → コロナ減免の対象とはなりません。納付困難な場合、国保年金課まで お電話 にて御相談ください。
	<input type="checkbox"/> いいえ → 設問4へお進みください。

【裏面へ続く】

設問4	新型コロナウイルス感染症の影響により減少となる収入は、営業や農業などの事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかに該当しますか？
	<input type="checkbox"/> はい → 設問5へお進みください。
	<input type="checkbox"/> いいえ → コロナ減免の対象とはなりません。納付困難な場合、国保年金課までお電話にて御相談ください。

設問5	その減少した収入の令和4年中収入見込み（別紙②により算出してください。）が、令和3年中収入と比べて30%以上減少していますか？
	<input type="checkbox"/> はい → 設問6へお進みください。
	<input type="checkbox"/> いいえ → コロナ減免の対象とはなりません。納付困難な場合、国保年金課までお電話にて御相談ください。

設問6	その減少した収入以外の収入に係る令和3年中の合計所得金額が400万円以下ですか？
	<input type="checkbox"/> はい → 設問7へお進みください。
	<input type="checkbox"/> いいえ → コロナ減免の対象とはなりません。納付困難な場合、国保年金課までお電話にて御相談ください。

設問7	主たる生計維持者（世帯主）の収入が減少した理由は、以下（1）（2）のいずれかに該当しますか？ （1）新型コロナウイルス感染症の影響により、仕事を退職したため。 （2）新型コロナウイルス感染症の影響により、事業廃止したため。
	<input type="checkbox"/> はい（1）該当の場合 → 設問8へお進みください。
	<input type="checkbox"/> はい（2）該当の場合 → コロナ減免の対象となる可能性があります。国民健康保険税減免申請書を記入し、税務署へ提出した廃業届等事業廃止を証する書類を添付した上で、国保年金課へ郵送にて御提出ください。
	<input type="checkbox"/> いいえ → 設問9へお進みください。

設問8	勤務先の都合（解雇など自分からの申し出以外）により退職しましたか？
	<input type="checkbox"/> はい → コロナ減免以外の減免（非自発的失業者減免）の対象となる可能性があります（雇用保険受給資格者証の離職理由が【11.12.21.22.31.32.23.33.34】に該当する場合）。申請書類等が異なりますので、国保年金課までお電話にてお問い合わせください。
	<input type="checkbox"/> いいえ → 退職に特別な理由が無い場合は、コロナ減免の対象とはなりません。納付困難な場合、国保年金課までお電話にて御相談ください。

設問9	前年と比べて30%以上の収入減少した収入は複数ありますか。（営業と不動産、給与と農業等）
	<input type="checkbox"/> はい → コロナ減免の対象となる可能性があります。別紙①の「減少が見込まれる収入」欄に収入種類ごと御記入ください。併せて、国民健康保険税減免申請書、別紙②を記入し、国保年金課へ郵送にて御提出ください。
	<input type="checkbox"/> いいえ → コロナ減免の対象となる可能性があります。国民健康保険税減免申請書、別紙①、別紙②を記入し、国保年金課へ郵送にて御提出ください。

※なお、減免申請をされる方は必要書類を記入し、封書にて以下あてへ郵送にて御提出ください。

お問い合わせ先

島田市国保年金課保険税係 0547-36-7178 （〒427-8501 静岡県島田市中心町1番の1）